

大阪市立学校園における通話録音装置の設置及び運用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市立学校及び幼稚園（以下「学校園」という。）における電話でのやり取りの正確性・透明性を高め、保護者等と学校園の双方が安心して連絡できる体制を構築することを目的として、学校園に設置する通話録音装置の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 電話機主装置設備の通話録音機能を設定することにより、電話機での通話内容を、通話開始とともに自動で録音、記録する装置をいう。
- (2) 通話記録 通話録音装置により録音、記録された通話内容の電磁的記録をいう。

(管理責任者等の設置)

第3条 通話録音装置の適正な管理及び運用を図るため、学校園に通話録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という。）及び通話録音装置取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置く。

- 2 管理責任者は、小学校、中学校及び義務教育学校にあっては校長、准校長及び副校長、幼稚園にあっては園長をもって充て、通話録音装置の管理及び運用に関する事務を統括する。
- 3 取扱責任者は、管理責任者が指定する者とし、管理責任者の指揮のもと、通話録音装置の管理及び運用に関する事務を行う。

(通話記録の取扱い)

第4条 通話記録は、大阪市公文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号）に基づき適切に管理するとともに、個人情報保護及びデータセキュリティ対策について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）及び大阪市教育委員会情報セキュリティ管理規程（平成25年大阪市教育委員会教育長達第3号）に基づき取り扱うものとする。

- 2 通話記録は、記録された状態のまま保存することとし、修正又は加工してはならない。
- 3 通話記録は、第1条に規定する目的以外の目的のために利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、法第69条第2項各号の規定に該当するとき、その他法令で定める事由に該当するときは、この限りでない。

(通話記録の保存及び消去)

第5条 通話記録の保存期間は、原則として1週間程度とし、保存期間を経過した通話記録は、通話録音装置の自動上書き機能により消去するものとする。

- 2 通話記録は、複製してはならない。ただし、前条第3項ただし書の規定に該当するとき、法

第76条の規定による開示の請求があったとき、又は管理責任者が第1条に規定する通話録音装置の設置の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 前項の規定により通話記録を複製したときは、当該複製データは、職員室内に施錠保管するものとする。

4 第2項の規定により作成した複製データは、保存の必要がなくなった時点で速やかに消去するものとする。

(施行の細目)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。